

### 埼玉県報

第 2 6 0 1 号 平成26年6月10日 火 曜 日

#### 目 次

#### 規則

○ 薬事法施行細則の一部を改正する規則(薬務課)

#### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(北部地域振興センター)
- 行政書士の処分(市町村課)
- <u>埼玉県総務事務システムWEB/APサーバ機器等賃貸借に関する契約の相手方等の公示(総</u> 務事務センター)
- <u>埼玉県総務事務システムデータ移行業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)</u>
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- <u>がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示(がんセンタ</u> 一)
- <u>平成26年6月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等(選挙管理委員会)</u>

#### 雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病害虫防除所)
- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示(病害虫防除所)

### 規則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第三十四号)の一部を次のように改正

する。

様式第七号中「船3 第七条第一項中「第三十六条の四第一項」 6条の4第1項」 を「第3 を「第三十六条の八第一項」に改める。 6条の8第1項」 に改める。

削則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

埼玉県告示第八百六十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

tp://www.saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター にお 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP なお、 当該申請 に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書を受理 変更の! 〇情報ステー 日 した日から二月間、 の属する事業年度 ション (ht いて備え置

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

| 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あゆみ福祉会

三 代表者の氏名

新井 明彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市藤金六百八十五番地

五 定款に記載された目的

社会福祉事業の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、 障害福祉サー ビス事業等を行い、 心身に障害をもつ方に対し地域

埼玉県告示第八百六十二号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す 語書が提 ょ ij

活 並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 部共助社会づ なお、 saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 当該申請に係る変更後の定款を、 くり課及び埼玉県川越比企地域 申請書を受理 振 興センター Ū た にお 日から二月 ション (http://w しし て備 え置 間 一く方法 県民生

平成二十六年六月十日

埼玉県知事。 上田 清、司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前)特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会

(変更後) NPO法人カローレ

三 代表者の氏名

細田 勝実

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏四百七番地

五 定款に記載された目的

児童の、 すべて ಶ್ とする人々のため、 この 会は、 の子どもたちのため、また障が 豊か で安全な放課後の生活の場を築くとともに、 会員の協同互助による運営を基本とし、 豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とす ١١ のある人や高齢者等、 保育を必要とする小学校 地 域 援助 の人々と協力し、 4 支援を必要 の

埼玉県告示第八百六十三号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/) ) なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の により縦覧に供する。 申請書を受理 変更の日 におい した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十六年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本生活寮協会さつき寮

三 代表者の氏名

富田淳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市妻沼千四百六十一番地四

五 定款に記載された目的

ム等の生活支援及び就労支援を行い、 当法人は、 知的障害者及び高齢者に対する生活寮、 地域と社会の福祉サービスの増進に寄与 生活ホー Ý グルー プホ

し、広く公益に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第八百六十四号

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号)第十四条第二号の規定による処分をした

ので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

処分を受けた行政書士

1 氏名

田上 希典

事務所の名称

たがみ行政書士事務所

八 事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町一丁目一番十一号新所沢グリー ンハイツ四一九

登録番号

第〇九一三〇八五三号

処分をした年月日

平成二十六年六月四日

Ξ 処分の内容

二月間の業務の停止 (平成二十六年六月十六日から同年八月十五日まで)

埼玉県告示第八百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県総務事務システムWEB/APサーバ機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市 浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年4月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
- 5 契約金額 52,941,600円

項第2号に該当

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1

埼玉県告示第八百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県総務事務システムデータ移行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市 浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年4月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 契約金額 56,700,000円

項第2号に該当

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1

埼玉県告示第八百六十七号

を次のとおり縦覧に供する。 条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、 項において準用する場合を含む。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項 )の規定による届出の概要等について、 及び当該届出等  $\overline{\phantom{a}}$ 同条第三 同法第六

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

| 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コモディイイダ安行店

埼玉県川口市安行北谷五百三十六番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗におい て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前十時(年間百日午前九時)から午後十時

(変更後)午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 店舗前駐車場 午前九時三十分 (年間百日午前八時三十分) から

午後十時

駐車場 午前九時三十分 (年間百日午前 八時三十分) から午

後十時

第二駐車場 午前九 時三十分 (年間百日午前 八時三十分) から午

後十時

(変更後)店舗前駐車場 午前八時三十分から午後十時

第一駐車場 午前八時三十分から午後十時

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

八 変更年月日

平成二十六年五月二十四日

二 届出年月日

平成二十六年五月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県南部地域振興センター

# 四 意見書の提出

対 し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。 県に

# イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

# 口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第八百六十八号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項の規

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

## 一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)美徳商事株式会社賃貸店舗

埼玉県川越市大字石田字八ツ島町二百五十二番外

- 大規模小売店舗立地法第八条第一 項 の 規定による市町村 の意見の概要
- や交通機能補完の観点から、 国道二五四号の 中央線にポストコー 国道二五 四号東松山市方面からの来客車両に対 ンが設置できない 場合、 交通事故防
- 両に して「国道二五四号からの右折による入庫はご遠慮ください。 に対して「 国道二五四号への右折進入はご遠慮ください。」 等の注意看板 出庫する車
- 設置等について対策を講じること。
- れる場合には適切に対応すること。 騒音・ 振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、 苦情が寄せ 5
- 対策を講 事故防止 市内では の じること。 ために、 小学生の 放課後の自転車事故が増加傾向に 交通整理員の配置や通学時間 帯 の業者による搬入の安全 あり、 児童生徒の交通

### 一縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年七月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

埼玉県告示第八百六十九号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項の規

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルプロ川越

埼玉県川越市的場八百三十一番地

大規模小売店舗立地法第八条第一 項の規定による市町村 の意見の概要

て対策を講じること。 県道川越日高線からの出入庫における交通安全対策、 交通機能補完につ ١١

策として左折イン・左折アウト 開店時間が県道の通勤ピー ク時間と重なることから、 の案内看板設置等の対策を講じること。 交通事故及び渋滞対

後等に来店する際は、 登下校時における児童生徒の安全確保に十分な配慮をし、 十分な交通安全対策を講じること。 児童生徒が 放 課

ること。 よう、 店舗及び駐車場の周辺に児童生徒の溜まり場になりやすい 外灯の設置や、 警備員を配置し、 店舗内における犯罪防止対策を講じ 場所ができな

れる場合には適切に対応すること。 騒音・ 振動等の公害や光害問題が発生し ない ように注意し、 苦情が寄せら

一縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

埼玉県告示第八百七十号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# | 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

# ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) フロンティ · ア不動 産投資法人 執行役員 亀井浩彦

(変更後) フロンティ ア不動 産投資法人 執行役員 永田和一

# 八 変更年月日

平成二十六年四月一日

# 二 届出年月日

平成二十六年五月十二日

### 二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

# イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

# 口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第八百七十一号

り縦覧に供する。 出 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルク熊谷銀座店

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百二十六番外

大規模小売店舗の 設置者及び当該大規模小売店舗 に おい て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年一月二十三日

二 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千五百八十四平方メートル

ホー大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 $\wedge$ 

大規模小売店舗に お ١J て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年五月二十二日

二縦覧期間

Ξ

縦覧場所

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

埼玉県北部地域振興センター

埼玉県産業労働部商業・サー

ビス産業支援課

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年十月十日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第八百七十二号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受 平成二十六年埼玉県告示第三百四十八号で公示した公共測量(基準点測量)は、

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第八百七十三号

第十四条第三項の規定により公示する。 ので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 である農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所から通知を受けた 夕作成、写真地図作成)は、平成二十六年三月二十六日終了した旨測量計画機関 平成二十六年埼玉県告示第七十号で公示した公共測量(数値撮影、 数値地形図デ

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第八百七十四号

規定により、その旨公告する。 いので、宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないとき 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社	<b>有</b>	商号	
株式会社フォー テック	培 方 開 矛	デ フ は 名 称	
大川浩	培	氏名 (法人にあって	
〇  山	地一進田三丁目七百三十八番	主たる事務所の所在地	

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第八十八号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一許可番号

平成二十五年五月一日

指令川建セ第二五 〇九〇号

一 検査済証番号

平成二十六年六月五日

川建セ第二六 三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字本沢字加沼三三〇番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市元宿一丁目三番地八号 ドルフ元宿台ー 五

原口 友昭

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

ıΣ 道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年六月十日

埼玉県川越建築安全センター 所長 橘 裕

子

一〇号	番指号定
第 建 一 四 築 項 十 基 第 二 準 号 条 法	指定道路の種類
六日 一八年六月	指定の年月日
特玉県東松山市大字高坂九百六十四 二先かり 特玉県東松山市大字高坂千三十二 四先から 特玉県東松山市大字高坂千三十二 四先から 校山市大字高坂千三十八 四先から 校山市大字高坂千二十九 四先から 校山市大字高坂千二十九 四先から 校山市大字高坂千二十九 四先から 校山市大字高坂八百九十六 一先まで 「大本記で 大本記で	指定
大字高坂八百七十一 大字高坂八百七十一 大字高坂八百七十一 大字高坂八百七十一 十七十二十 十七十 十七十 十七十 十七十 十七十 十七十 十七十 十七十 十	道路
大四 二先から埼玉県東 大二 四先から埼玉県東 大二 四先から埼玉県東 大二 四先から埼玉県東 大二 一先から埼玉県東 大三 一先から埼玉県東 大三 一先から埼玉県東	の 位 置
東松山市大字高坂九百六十四 二先から埼玉県東 二百十三・三二メート 十二・〇〇メートル 埼玉県東松山市大字高坂九百七十 二先から埼玉県東 二百十三・三二メート 十二・〇〇メートル 埼玉県東松山市大字高坂九百七十 二先から埼玉県東 二百十二・四二メートル 十二・〇〇メートル 松山市大字高坂十二十九 十七先まで 松山市大字高坂十二十九 十七先まで 秋山市大字高坂八百九十六 三先まで 東松山市大字高坂八百九十六 三先まで	(単位メートル)  指定道路の延長
	(単位メートル)指定道路の幅員

埼玉県病院事業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

- 1 購入等件名及び数量 医療情報システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立がんセンター事務局業務部 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番17号
- 5 契約金額 172,380,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1項第2号に該当

玉県選管告示第三十 九

万を超える数に六分の 条第 の五十分の 三十一年法 て得た 項 及 を乗じて得た数と四十万に三分の 成二十六年六月二日現在の 項、 び 数及 第 律 \_ 八 第 び三分の  $\mathcal{O}$ 七十五 第百六十二号)第八条第一項の規定にお 十六条第一項並びに 数、 条 \_ 八十万を超える数に八分の 第一項、 を乗じて得た数と四 \_  $\mathcal{O}$ 数は、 地 方自治 第 次 地方教育行 七十六条第 いのとお 一を乗 法 (昭 り 十万に三分の じて得た数 である。 政 一項、 和二十二年法  $\mathcal{O}$ 一を乗じ 織 第 及 八 とを合算 ける選挙権を有する者 て得た 十条第  $\mathcal{U}$ を乗じ 運営に 律第六十 項、 数と四十万に六分 L て得た数とを合 て得た数、 関する法 ·七号) 第八 律 +兀 の総 一条 七 昭

平成二十六年六月十 日

埼 玉 県選挙管理委員会委員 長 滝 次

地方 自 治法 第 七 十 -四条第 一項及び第七十五条第一 項に おけ る選挙権を有 す る 者

 $\mathcal{O}$ 総数  $\mathcal{O}$ 五十分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数

る者 地方教育行 地 方  $\mathcal{O}$ 総数 て 自 得た数と四十万に三分の 治法 政  $\mathcal{O}$ 第 0 八十万を超える数に八分の 組織及び運営に 七十六条第 項、 関する法律第八条第一項に 第八十一条第一 一を乗じて得た数と四十万に 項及 び第八十六条第 おける選挙 六 権 項  $\bigcirc$ を有 分 並  $\bigcirc$ び  $\mathcal{O}$ 八 に す

を乗じ 一を乗じて得た数とを合算して得た数 八三七、 五. 兀 七

地方

自

治

法

第

八

+

条第

項に

お

け

る

選挙権を有する者

 $\mathcal{O}$ 

総

数

の三分

 $\mathcal{O}$ 

\_

 $\mathcal{O}$ 

数

に六分 (その 総 の一を乗じ 数 が 兀 + 万を超え八 て得た数と四十万に三分の 十万 以下  $\mathcal{O}$ 場合にあっては、 を乗じ て得た数とを合算 その 四十万を超える数 て 得

た数)

選挙 区

南 南 南 第二 第三 第 区 区 区 四三、 六五、 六一三人 三九 三九

兀

南第四 南 第 五. 区 区  $\equiv$ 三八、 七六八 四 五 〇 人 八 人

四二、 九 兀 九 人 人

五、 二八 四三人 九

南

第

区

第

七

区

南

第六

区

- - - - - - h 五 - 八 六 四 - 八 七 三 五 四 三 一 四 一 三 一 三 六 三 三 九 三 九 三 九 〇 九 一 一 〇 二二一四二三九五二、二 四〇、 九三、 五、 

西第十三区

西第十

区

西第十区

西第八

区

西第七区

西第六区

西第五区

西第四区

西第三区

西第二区

西第一区

南第二十二区

南第二十一区

南第二十区

南第十九

区

南第十八区

南第十七区

南第十六区

南第十五

区

南第十四

区

南第十二区

第十

区

第 第 九

区区

南第十三区

北第四

区区

北第三

北第二区

西第十五

西第十四区

北第五

 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 東
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第
 第</

十 十 十 十 十 五 四 三 二 一 区 区 区 区 区

五五、○五○人 二三、三一一人 一五、一九六人 一五、一九六人 一五、一九六人 一九、二五三人 一七、四八七人 一七、七〇五人 一七、七〇五人

### 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

第五十六条第七項の規定により、 平成二十六年四月に収去した飼料等の試験結果の

平成二十六年六月十日

概要を次のとおり公表する。

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

#### 1.安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験項目	違反の有無及び 違反の内容
	H26.4.16 埼玉県日高市	脱脂糠	脱脂糠	26. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 埼玉県草加市	H26.4.17 三幾飼料工業株式会社草 加工場 埼玉県草加市	魚粉	60%フィッシュミール	26. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
	H26.4.22 埼玉県越谷市	脱脂糠	脱脂糠	26. 4	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注)1.飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「 規 」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

#### 2. 栄養成分に関する検査

					試		験	結	Ę	Į.	の	概	į	要		
製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	粗たん 白 質 %	粗脂肪%	ליליות %	リン%	粗繊維 %		揮発性 塩基性 窒 素 %		ペプシン 消化率 %		M E kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
ムサシ油脂株式会社	H26. 4.16 ムサシ油脂㈱ 埼玉県日高市	脱脂糠	26. 4	19.1	1.1	0.06	2.12	8.5	12.1						-	
二幾則科上美株式会	H26.4.17 三 幾 飼 料 工 業 (株) 草加工場 埼玉県草加市	60%フィッシュ ミール	26. 4	60.0 以上 67.1	12.0 以下 8.0	3.03	2.92	0.0	23.0 以下 20.0						-	
株式会社尚安商店 	H26. 4.22 (株)岡安商店 埼玉県越谷市	脱脂糠	26. 4	17.9	1.9	0.08	1.91	7.1	10.5						-	

- (注)1.飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
  - 2.試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

### 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十日

埼玉県病害虫防除所長 原田 弘之

平成26年 4月分

				:	検	查	<b>の</b>	概	要		
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称		分	析	結	果		保証票	その他	備考
				項	目			指摘事項	の検査	の検査	
米ぬか油かす及びそ の粉末	ボーソー油脂株式会社										
	株式会社岡安商店	2.0 抽出米ぬか油かす粉末	主成分-TN、	TP,	ТК						

注 1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料 1 点に ついて検査した結果である。

- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量